

6. 大口定期(自由金利型定期預金)

(2011年2月4日現在適用中)

1. 商品名	・自由金利型定期預金(愛称:大口定期)
2. ご利用いただける方	・個人および法人のお客さま
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・定型方式 1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年、7年、10年 ・満期日指定方式 1か月超10年未満 *定型方式の場合は、お預け入れ時のお申し出により自動継続(元金継続または元利金継続)のお取り扱いができます。
4. お預け入れ方法 (1) お預け入れ方法 (2) お預け入れ金額 (3) お預け入れ単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括してお預け入れいただきます。 ・1,000万円以上 ・1円単位
5. 払い戻し方法	・満期日以後に一括して払い戻しいたします。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払い方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・お預け入れ時もしくは自動継続時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 ・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括してお支払いいたします。 ・預入期間2年以上のものは、中間利払日(お預入れ日から満期日の1年前の応当日までの間に到来するお預入れ日の1年毎の応当日)以後および満期日以後に分割してお支払いいたします。なお、中間利払日にお支払いする利息は、お預入れ日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%、小数点第4位以下切捨て)により計算します。 ・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で単利計算を行います。
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・個人のお客さま・・・20%の源泉分離課税(国税15%・地方税5%) ・法人のお客さま・・・総合課税
8. 手数料	
9. 付加できる特約条項	<ul style="list-style-type: none"> ・個人のお客さまが自動継続をご利用の場合は、総合口座の担保とすることができます。 (貸越利率は、担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率)
10. 期限前解約(中途解約)の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、以下の期限前解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻しいたします。 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 <ul style="list-style-type: none"> A. 預入期間が6か月未満……………解約日における普通預金の利率または約定利率×30%のいずれか低い利率 B. 預入期間が6か月以上1年未満……………約定利率×50% C. 預入期間が1年以上3年未満……………約定利率×70% 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 <ul style="list-style-type: none"> A. 預入期間が1年未満……………解約日における普通預金の利率または約定利率×20%のいずれか低い利率 B. 預入期間が1年以上1年6か月未満……………約定利率×40% C. 預入期間が1年6か月以上2年未満……………約定利率×50% D. 預入期間が2年以上4年未満……………約定利率×70% 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期

	<p>日としたこの預金の場合</p> <p>A. 預入期間が1年6か月未満……………解約日における普通預金の利率または約定利率×10%のいずれか低い利率</p> <p>B. 預入期間が1年6か月以上2年6か月未満……………約定利率×20%</p> <p>C. 預入期間が2年6か月以上3年未満……………約定利率×30%</p> <p>D. 預入期間が3年以上5年未満……………約定利率×60%</p> <p>預入日の5年後の応当日から預入日の7年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 預入期間が1年6か月未満……………解約日における普通預金の利率または約定利率×10%のいずれか低い利率</p> <p>B. 預入期間が1年6か月以上3年未満……………約定利率×20%</p> <p>C. 預入期間が3年以上4年未満……………約定利率×40%</p> <p>D. 預入期間が4年以上7年未満……………約定利率×70%</p> <p>預入日の7年後の応当日から預入日の10年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 預入期間が1年未満……………解約日における普通預金の利率または約定利率×10%のいずれか低い利率</p> <p>B. 預入期間が1年以上1年6か月未満……………解約日における普通預金の利率または約定利率×20%のいずれか低い利率</p> <p>C. 預入期間が1年6か月以上2年未満……………約定利率×30%</p> <p>D. 預入期間が2年以上2年6か月未満……………約定利率×40%</p> <p>E. 預入期間が2年6か月以上3年未満……………約定利率×50%</p> <p>F. 預入期間が3年以上4年未満……………約定利率×60%</p> <p>G. 預入期間が4年以上5年未満……………約定利率×70%</p> <p>H. 預入期間が5年以上6年未満……………約定利率×80%</p> <p>I. 預入期間が6年以上10年未満……………約定利率×90%</p> <p>預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 預入期間が1年未満……………解約日における普通預金の利率または約定利率×5%のいずれか低い利率</p> <p>B. 預入期間が1年以上2年未満……………解約日における普通預金の利率または約定利率×10%のいずれか低い利率</p> <p>C. 預入期間が2年以上3年未満……………解約日における普通預金の利率または約定利率×20%のいずれか低い利率</p> <p>D. 預入期間が3年以上4年未満……………約定利率×30%</p> <p>E. 預入期間が4年以上5年未満……………約定利率×40%</p> <p>F. 預入期間が5年以上6年未満……………約定利率×50%</p> <p>G. 預入期間が6年以上7年未満……………約定利率×60%</p> <p>H. 預入期間が7年以上8年未満……………約定利率×70%</p> <p>I. 預入期間が8年以上9年未満……………約定利率×80%</p> <p>J. 預入期間が9年以上10年未満……………約定利率×90%</p>
<p>11. 一部解約のお取り扱い</p>	<p>・契約預入期間1年超のものについては、お預け入れ後1年経過後、一部解約が可能です。</p> <p>ただし、一部解約後の残りの金額が1,000万円を下回る一部解約のお取り扱い</p>

	<p>いはできません。</p> <p>なお、この定期預金のうち中間払利息のあるものは、一部解約の払出限度額を当初預入金額の30%以内とします。</p> <p>一部解約時の利率………お預け入れ日(ご継続日)から一部解約日までの期間に応じた上記10の期限前解約利率によります。</p> <p>一部解約後の適用利率………一部解約後の残りの金額は当初お預け入れの利率がそのまま適用されます。</p>
12. 金利情報の入手方法	<p>・店頭備え付けの金利ボードをご覧ください。または窓口にお問い合わせください。</p>
13. ろうきんへの相談・苦情・お問合わせ	<p>・ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問合せは下記のフリーダイヤルをご利用ください。</p> <p>【窓口：東北労働金庫コンプライアンス統括部】0120-1919-62</p> <p>受付時間 平日 午前9時～午後5時</p> <p>なお、苦情対応の手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス http://www.tohoku-rokin.or.jp</p>
14. 第三者機関に問題解決を相談したい場合	<p>・弁護士会の「仲裁センター」にご相談いただくためのご紹介もいたします。</p> <p>なお、お客様が直接弁護士会へ申し出ることも可能です。</p> <p>【窓口：(社)全国労働金庫協会 ろうきん相談所】0120-177-288</p> <p>受付時間 平日 午前9時～午後5時</p> <p>【仲裁センター】東京弁護士会紛争解決センター:03-3581-0031、第一東京弁護士会仲裁センター:03-3595-8588、第二東京弁護士会仲裁センター:03-3581-2249</p> <p>仲裁センターご利用にあたっての詳細についても、上記のフリーダイヤルにお問合せいただくか、当金庫のホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス http://www.tohoku-rokin.or.jp</p>
15. その他参考となる事項	<p>・自動継続のお取り扱いができます。</p> <p>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。</p> <p>・お預け入れ金額が1,000万円以上のため、マル優はご利用いただけません。</p> <p>・この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。</p> <p>預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合は、それらの元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)</p>

ろうきん